○原子力規制委員会規則第三号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第五項及び原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）第九条第三項の規定に基づき、並びに原子力規制委員会設置法を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表　原子力規制委員会組織規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
第一条　長官官房に、緊急事態対策監一人、核物質・放射線総括審議官一人、審議官三人、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、政策立案参事官一人及びサイバーセキュリティ・情報化参事官一人を置く。	**第一条**　長官官房に、緊急事態対策監一人、核物質・放射線総括審議官一人、審議官三人、政策立案参事官一人及びサイバーセキュリティ・情報化参事官一人を置く。
［2～4　略］	［2～4　同上］
5　公文書監理官は、命を受けて、委員会の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適切な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。	［項を加える。］
6　［略］	5　［同上］
7　［略］	6　［同上］
（監視情報課の所掌事務）	（監視情報課の所掌事務）
第七条　監視情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第七条**　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　放射線による障害の防止に関する事務（原子力事業者（原災法第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。第十八条第六項第一号二において同じ。）又は地方公共団体が実施する原子力災害予防対策（原災法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）に関する事務を含む。）のうち放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。	三　放射線による障害の防止に関する事務（原子力事業者又は地方公共団体が実施する原子力災害予防対策（原災法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）に関する事務を含む。）のうち放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。
四　［略］	四　［同上］
（監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務調査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、企画調査官、公文書監理調査官、情報システム管理官、防災システム専門官及び上席原子力防災専門官）	（監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務調査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、企画調査官、情報システム管理官、防災システム専門官及び上席原子力防災専門官）
第十四条　総務課に、監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務調査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括調整官三人、企画調査官一人、公文書監理調査官一人、情報システム管理官一人、防災システム専門官一人及び上席原子力防災専門官一人を置く。	**第十四条**　総務課に、監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務調査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括調整官三人、企画調査官一人、情報システム管理官一人、防災システム専門官一人及び上席原子力防災専門官一人を置く。
［2～15　略］	［2～15　同上］
16　公文書監理調査官は、命を受けて、委員会の所掌事務に関する公文書類の管理に関する専門的事項についての調査に関する事務を行う。	［項を加える。］